

基本的事項

1 本マニュアルの目的

本マニュアルは、「宮城県地域防災計画」に定める医療救護活動について、関係機関が実施すべき基本的事項を定めた「大規模災害時医療救護活動マニュアル」に即して、災害時における薬剤師の活動、医薬品等の供給体制及び薬剤師の派遣体制等を示すことを目的としています。

※医薬品等とは、医薬品、医療用ガス、医療機器及び医療用衛生材料のことを示しています。

2 本マニュアルの位置付け

本マニュアルは、「大規模災害時医療救護活動マニュアル」にて示されている、災害発生直後の初期救急段階（超急性期及び急性期）から避難所等で中長期（亜急性期及び慢性期）にわたる医薬品等の供給体制や薬剤師の派遣体制など、薬事に関する事項について、詳細に定めたものです。

本マニュアルは、災害時における標準的な医薬品等の供給体制や薬剤師の派遣体制等を示すものです。各関係機関におかれましては、このマニュアルを参考にしながら、個別具体のマニュアルを作成されますようお願いいたします。

なお、平成12年3月30日に施行された「医薬品安定供給マニュアル」は廃止します。

3 本マニュアル活用の対象期間

地震等の大規模自然災害における発災後の初期救急段階（発災後概ね3日間から1週間程度。災害の規模によってはこれより長くなる場合があります。）においては、被災者に対する救急医療が中心となり、初期救急段階以降、中長期的には被災者の避難所生活の長期化、生活環境の悪化に対応する健康管理対策やメンタルヘルス対策が中心となってきます。

本マニュアルにおいては、「大規模災害時医療救護活動マニュアル」と同様に、**初期救急段階から、被災地において避難所等での巡回診療等のニーズが収束するまでの期間**を、その活用対象とします。

4 本マニュアルの対象災害

本マニュアルは、原則として、災害対策本部内に保健医療福祉調整本部が設置*されるような大規模な災害又は局所災害発生時を対象とします。

※ 保健医療福祉調整本部が設置されるような災害とは、県内で震度6弱以上の地震を観測した場合や特別警報が発表された場合を想定しています。

5 組織名の省略

当該マニュアルにおいて示している自治体名の記載が無い組織（例 薬務課）については、宮城県の組織を示しています。